

マンション管理計画

認定申請支援事業

マンション管理計画に基づく認定を受ける際に必要となる、(公財)マンション管理センターの事前確認適合証の交付申請前に、マンション管理士が申請書類の内容の確認を行います。

費用
無料

対象 市内のマンション管理組合

内容 以下のどちらかをご選択ください。年度内1回のみ利用可。

① 書面

申請書類一式をメールで住宅課宛てに送付すると、マンション管理士による内容確認のあと、市からメールで認定基準を満たすためのアドバイスなどを送付します(4週間以内)。

② 対面

管理組合が指定する日時・場所にマンション管理士が訪問し、その場で書類を確認し、認定基準を満たすためのアドバイスなどを行います。

必要書類

- 総会議事録の写し(理事長選任、監事設置、長期修繕計画承認)
- 管理規約の写し
- 貸借対照表、収支計算書の写し(直近の総会で承認されたもの)
- 修繕積立金の滞納明細がわかるもの
- 長期修繕計画
- 区分所有者名簿、居住者名簿(提出は不要)

マンション管理計画認定制度とは?

管理規約や長期修繕計画などのマンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切に管理されているマンションとして、浦安市の認定を受けることができる制度です。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3、浦安市マンション管理適正化推進計画)

浦安市役所 住宅課

TEL 047-712-6284

Mail jyutaku@city.urayasu.lg.jp

浦安市 HP

